



住所 所在地	〒123-4567 東京都●●区●●1丁目2-3
氏名 名称	株式会社 国税商事 御中

換価の猶予許可通知書

令和 2 年 6 月 15 日

霞が関税務署長
財務事務官 国税 太郎 ㊟

年 月 日付で換価の猶予申請があったあなた（貴社）の国税等については、下記のとおり許可しましたから、国税徴収法第152条第4項（国税則法第47条第1項準用）の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

猶予 税 額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考		
	令和1	法人税	令和2.6.1	500,000 円	— 円	— 円	— 円	— 円			
					以下余白						
分割 納付 すべき 金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
	令和2.6.1	100,000 円	令和2.8.31	100,000 円							
	令和2.6.30	100,000	令和2.9.30	100,000円及び延滞税							
	令和2.7.31	100,000		以下余白							
猶予期間	令和2年6月1日から令和2年9月30日まで 4 月間										
該当条項	国税徴収法第151条の2第1項					担保	不徴取				

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (徴収部門

担当 電話 税務 一郎
03-3123-4567 (内線 890)

滞納者 第 号

